

府中市立学童クラブ運営業務委託に関する 公募型プロポーザル募集要項

1 目的

府中市では、小学校に就学している児童で、保護者の就労・疾病等の理由で放課後等に保護を受けられない児童に対し、児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下、「学童クラブ事業」といいます。）を実施しています。

学童クラブ事業の運営は、児童の健全育成等の分野において優れた実績と専門知識を有し、児童や保護者の視点に立った良質なサービスが提供できる事業者へ委託しています。

現在実施している14館の学童クラブについて、現運営受託者の履行期間が令和8年3月31日で終了するため、令和8年4月1日から業務を実施する運営事業者の募集を行います。

運営事業者の募集に当たっては、より質の高いサービスを行うため、民間事業者、社会福祉法人、特定非営利活動法人等を対象にプロポーザル方式により選考します。

2 業務概要

(1) 業務件名

府中市立学童クラブ運営業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務の内容

別紙「府中市立学童クラブ運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

※既存の運営事業者から変更となる場合の引き継ぎ期間は、契約締結日から令和8年3月31日まで。

※なお、本市が委託事業者を評価し、その評価に応じて令和9年度以降についても契約を行う可能性がある。

(4) 地区分け

府中市立学童クラブ全22か所のうち、14か所を本業務の対象学童クラブとし、これらを3地区に分けて、それぞれ事業者を選定する。なお、1つの事業者による複数地区への応募は可とする。

地区	箇所数	対象学童クラブ
西部地区	6	矢崎、南町、四谷、日新、第七、武蔵台
中部地区	4	第六、若松、第九、新町
東部地区	4	小柳、南白糸台、白糸台、第四

※なお、本業務の対象学童クラブ14か所の他、本市が直営する学童クラブ8か所を合わせた全体構成は別紙「府中市立学童クラブ全体構成図」のとおり。

(5) 委託料上限額

この業務に係る委託料上限額は、地区毎に次のとおりとする。

地区	令和 7 年度（運営準備）	令和 8 年度（運営委託）
西部地区	0 円	237, 789, 000 円
中部地区	0 円	164, 886, 000 円
東部地区	0 円	169, 522, 000 円

※委託料上限額には、次のものは含まないものとする。

- ・本業務に係る消費税及び地方消費税
- ・事業者変更に伴う準備・引継ぎに係る経費

3 参加資格

- (1) 過去 5 年以内に、学童クラブの業務を継続して 2 年以上運営（運営業務の受託、指定管理を含む。）していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 府中市業者指名停止基準による指名停止措置期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）または民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加するに支障がないと認められる者は、この限りではない。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号の規定による暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他を含め使用していない者であること。また、法人の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等との関与があると認められないこと。
- (6) 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。

4 参加手続

- (1) 募集及び選定方法

本業務に係る事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。

ア 参加資格の審査

参加申込書及び添付書類の提出により参加資格を審査し、要件を満たした事業者を参加者として選定する。

イ 審査

参加者より提出された提案書、見積書、会社概要及びプレゼンテーションにより地区ごとに審査を行い、提案内容等が優れた 1 事業者を受託候補者として選定する。

- (2) 提出書類

参加を希望する事業者は、下記アの書類一式を期限までに提出すること。その後、参加者として選定された事業者は、下記イの書類一式を期限までに提出するものとする。※複数地区へ応募する場合は、地区ごとに提出すること。

ア 参加申込書及び添付書類

- (ア) 公募型プロポーザル方式への参加申込書（様式第 1 号）

(イ) 会社概要（様式第 2 号）

※ 会社の登記簿謄本（登記事項証明書）の写しを 1 部添付すること

(ロ) 財務諸表

- a 貸借対照表及び損益計算書（過去 3 年分）
- b 収支計画表（向こう 5 年間）
- c 借入金返済計画

(ハ) 府中市契約事務規則第 35 条に規定する資格審査登録名簿に登録がない事業者は、次に掲げる書類を提出すること。

- a 登記簿謄本（登記事項証明書）
正本、発行後 3 か月以内のもの（法人の場合に限る。）
- b 商号登記簿謄本の写し
発行後 3 か月以内のもの（個人で商号を用いる場合に限る。）
- c 身分証明書
本籍地の区市町村長が発行するもので、発行後 3 か月以内のもの（個人で商号を用いないで営業している場合に限る。）
- d 法人事業税及び地方法人特別税の納税証明書
発行後 3 か月以内のもの（法人の場合に限る。）
- e 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
発行後 3 か月以内のもの（法人の場合に限る。）
- f 納税証明書その 1（申告所得税）
発行後 3 か月以内のもの（個人の場合に限る。）

イ 提案書及び見積書

(ア) 提案書

- a 様式は任意とするが、「5 提案書の記載項目」に定める内容を必ず盛り込むこと。
- b 表紙、目次などを含め、A4 判用紙で 35 ページ以内とし、簡易製本（両面印刷）したものを提出すること。なお、A3 判用紙を使用する場合は、両面印刷で A4 判用紙 4 ページ分とみなす。
- c 文字サイズは 11 ポイントを標準とする。なお、図や表を用いるなど、内容が見やすいような工夫を図ること。
- d 正本には社名を記載するが、副本には提案者が判別できないよう社名及び提案者が推測できるような情報は記載しないこと。

※複数地区へ応募する場合は、地区ごとにそれぞれ提案書を提出すること

(イ) 見積書（様式は任意）

応募する地区の「府中市立学童クラブ運営業務委託仕様書」に基づき、令和 8 年度（運営委託）の費用を表示すること。また、積算内訳を別途添付すること。なお、複数地区へ応募する場合は、地区ごとにそれぞれ見積書を提出すること。
※委託料上限額は募集要項項番 2 の（5）に示すとおりとする。

※正本には社名を記載するが、副本には提案者が判別できないよう社名及び提案者が推測できるような情報は記載しないこと。

5 提案書の記載項目

別紙「府中市立学童クラブ運営業務委託仕様書」により、本市が委託しようとしている内容を良く理解したうえで、これまでの経験や専門的な知識に基づき、次の内容について記載すること。（記載する順番も次のとおりの順序とする。）なお、提案した内容は市が採用しないと認めたものを除き、全て契約内容とする。

(1) 事業者の概要について

事業者の業務概要、本業務を担当する営業所及び担当者数

(2) 学童クラブ運営業務の基本的な考え方

本業務実施の基本的な考え方、コンセプト、アピールポイント、本業務に関するノウハウなどを簡潔に記載すること。

(3) 学童クラブ運営業務の受託実績

ア 学童クラブ運営業務の受託実績。※ただし、過去5年以内に継続して2年以上運営（運営業務の受託、指定管理を含む。）していることを条件とする。

イ 上記アについて、実施期間・具体的な業務内容等

(4) 学童クラブ運営業務の実施体制

本業務を受託した場合の体制について、次の点を含めて記載すること。

ア 本業務責任者の経歴、資格等

イ 各学童クラブの人員配置、指揮命令系統

ウ 支援員の人材確保策、地域人材の活用

エ 支援員に欠員が生じた際の対応策

オ 支援員の人材育成の考え方

カ 支援員の年間研修計画

キ 支援員の雇用や処遇（雇用期間、給与、手当、福利厚生、休暇等）

ク プライバシー保護、個人情報保護の取組

ケ 苦情処理体制

(5) 事業内容について

ア 市直営学童クラブとの育成内容の均質化に関する考え方

イ 保護者・小学校・市・地域との連携に関する考え方

ウ 放課後子ども教室との連携に関する考え方

※受託実績のある他自治体での連携内容を踏まえて記載すること。

エ 特別な支援を要する児童への支援体制や対応方法

(6) 安全管理・対策について

ア 施設の衛生管理に関する取組

イ 児童の健康管理に関する取組（食に伴う事故（食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等）を防止するための対応を含む）

- ウ 新型インフルエンザ等の感染症流行時における業務フロー等、対応策
- エ 事故や災害発生時の対応及び予防体制

6 受託候補者を選定するための評価基準

府中市立学童クラブ運営業務委託に係る選定委員会（以下、選定委員会という。）を設置し、提案書や見積書、プレゼンテーションの内容等について、次に示す審査項目ごとに点数化し、総合的な評価及び審査を行う。

- (1) 事業者の適正に関すること
- (2) 管理運営に関すること
- (3) 事業内容に関すること
- (4) 安全管理・対策に関すること
- (5) 見積金額
- (6) 財務状況の健全性

7 受託候補者の選定

各選定委員は、選定候補者ごとに6に記載の審査項目について採点し、各項目の点数の合計を選定候補者の「審査点」とする。各選定委員が採点した「審査点」のうち、最高点及び最低点をつけた選定委員の点数を除いたもの（最高点又は最低点をつけた選定委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。）の平均点（小数点以下は切り捨てる）を選定候補者の「評価点」とし、評価点が最も高い者を受託候補者として選定する。評価点が同点の場合は、各選定委員が採点した審査項目のうち「管理運営に関すること」の点数の合計点が高い者を上位とする。ただし、「評価点」が満点の6割未満の場合、受託候補者として選定しない。また、受託候補者と当該業務について協議を行った結果、契約を締結できなかった場合は、次点の者を受託候補者とする。

8 選定結果

各選定の結果については、全参加者に通知する。なお、非選定の者に対しては、非選定の理由も併せて書面により通知する。

なお、非選定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（府中市の休日に関する条例第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により、非選定についての説明を求めることができる。

非選定の理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる日の最終日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に、書面により回答する。

9 受託候補者を決定までのスケジュール概要

- (1) 募集要項の配布期間及び配布方法
 - ア 配布期間

令和7年9月1日（月）から令和7年9月19日（金）まで

イ 配布方法

市ホームページにおけるダウンロード

(2) 学童クラブ施設図面の閲覧（※希望する事業者のみ）

ア 閲覧受付期間

令和7年9月2日（火）から9月8日（月）まで※休日を除く
午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

子ども家庭部児童青少年課（府中市役所「おもや」3階）

ウ 図面の内容

平面図（間取りが把握できる程度のもの）

エ 図面閲覧申込方法

閲覧を希望する日の前日（休日を除く）の午後5時までに子ども家庭部児童青少年課へ電話で閲覧日時の予約を行うこと。（電話番号：042-335-4300）

また、予約後速やかに様式第3号「図面閲覧申込書」を児童青少年課へメールで送信すること。（宛先：jidou01@city.fuchu.tokyo.jp）※電子メールを送信した際は、児童青少年課に電話し、到着確認をすること。

閲覧日当日は「図面閲覧申込書」及び申込書に記入した法人等に所属していることが分かるもの（名刺等）を持参すること。

オ 制限事項

(ア) 閲覧は1事業者につき1回のみ、かつ閲覧時間は1時間以内とする。

(イ) 図面の複製は禁止（図面の写真撮影も不可）

(ウ) 閲覧者は2名以内とする。

(エ) 予約状況により、希望日時に閲覧できない場合がある。

カ その他

図面の閲覧有無は審査に影響しない。

(3) 質問の受付期間及び質問方法

ア 受付期間

令和7年9月1日（月）から令和7年9月8日（月）まで

イ 質問方法

子ども家庭部児童青少年課へ質問票（様式は任意）を添付した電子メールを送信（宛先：jidou01@city.fuchu.tokyo.jp）

※ 電子メールを送信した際は、児童青少年課に電話し、到着確認をすること。また、メールの件名は、「【プロポ質問】府中市立学童クラブ運営業務委託」とすること。なお、評価基準の配点等、審査にかかる質問、電子メール以外の方法で提出された質問には回答しない。

(4) 質問に対する回答

各質問に関する回答を集約した一覧表を作成し、令和7年9月16日（火）に市ホームページで公開するほか、質問のあった事業者全てに電子メールで送付する。

(5) 参加申込書等の提出期間、提出書類及び提出方法

ア 提出期間

令和7年9月1日（月）から令和7年9月19日（金）まで

イ 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル方式への参加申込書（様式第1号） 1部

(イ) 会社概要（様式第2号） 8部

※会社の登記簿謄本（登記事項証明書）の写しを1部添付すること

(ウ) 財務諸表

a 貸借対照表及び損益計算書（過去3年分） 2部

b 収支計画（向こう5年間） 2部

c 借入金返済計画 2部

※府中市契約事務規則第35条に規定する資格審査登録名簿に登録がない場合は、「4 参加手続」の(2)ア(i)に掲げる書類を提出すること。

※複数地区へ応募する場合は、地区ごとに上記部数を提出すること。

ウ 提出方法

事前に電話連絡で調整のうえ、子ども家庭部児童青少年課へ持参すること。

※ 提出時間は、平日の午前9時から午後5時までとする

（電話番号：042-335-4300（直通））

(6) 事前審査（参加資格の確認）

令和7年9月下旬

(7) 事前審査の結果通知（提案書等の提出依頼通知）

令和7年10月中旬

(8) 提案書等の提出期間、提出書類及び提出方法

ア 提出期間

令和7年10月14日（火）から令和7年10月28日（火）まで

イ 提出書類

(ア) 提案書 正本1部 副本8部

(イ) 見積書 正本1部 副本8部

※複数地区へ応募する場合は、地区ごとに上記部数を提出すること。

※正本には社名を記載するが、副本には提案者が判別できないよう社名及び提案者が推測できるような情報は記載しないこと。

ウ 提出方法

事前に電話連絡で調整のうえ、子ども家庭部児童青少年課へ持参すること。

※ 提出時間は、平日の午前9時から午後5時（最終日のみ午後4時）までとする。

（電話番号：042-335-4300（直通））

(9) 審査予定（提案書、プレゼンテーション）

令和7年11月上旬

(10) 審査の結果通知（受託候補者の決定）

令和7年11月下旬

(11) 契約日

令和7年12月下旬（予定）

10 その他留意事項

- (1) 参加申込書や提案書等の書類が提出期限までに提出されなかった場合は、いかなる場合であっても本プロポーザルに参加できない。
- (2) 提出期限後における書類の差替及び再提出は認めない。
- (3) 書類の作成や提出に係る経費は参加者の負担とする。
- (4) 提案に係る提出書類は返却しない。
- (5) 提案に係る提出書類は、選考に関する目的以外には使用しない。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、参加資格を無効とするとともに、指名停止措置を行う場合がある。
- (7) 提出された資料について、府中市情報公開条例に基づく公文書開示請求があった場合は、原則開示する。特に、採用された事業者の資料については、市としてその内容を対外的に説明する必要があるため、公知とはいえない事業者独自のノウハウで、公開することで事業優位性が損なわれる情報等の不開示情報を除き、原則開示するので、その旨を了承のうえ、資料を作成し、提出すること。
- (8) 通信障害による電子メールの不達など、本市及び参加者以外の第三者の責に起因する事故等について、本市はいかなる責任も負わない。
- (9) 提案により採用されたことをもって、全ての提案内容について契約を保証するものではない。
- (10) 学童クラブや小学校等へ本件に関して問合せを行うことを固く禁ずる。
- (11) 学童クラブの施設見学会は行わない。

11 問合せ先

府中市子ども家庭部児童青少年課（担当）荻野・岡

〒183-8703 府中市宮西町2-24（府中市役所「おもや」3階）

電話 042-335-4300（直通）

FAX 042-365-9983

E-mail jidou01@city.fuchu.tokyo.jp